

# 守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）について

市では、昭和 50 年代のみずき野地区、北守谷地区、南守谷地区、平成 5 年以降の美園地区、近年はつくばエクスプレス（TX）の開業を背景とした守谷駅周辺地区と、宅地開発が各地で順次進んできたため、人口は増加傾向が継続する一方、地区毎の児童生徒数に偏りが生じており、市内に過大規模校と小規模校が並立する状況となっています。

このため、今後の市の状況を整理し、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保するため、小中学校の適正規模を設定するとともに、適正規模の学校を市全体で中長期的に持続させられるよう、「守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）」を作成しました。

## ○なぜ適正規模・適正配置の考え方が必要なの？

将来の児童生徒数の動向を見据えながら、望ましい教育環境を実現していくためです。

学校教育の目的は、知識や技能の習得だけではなく、社会性や協調性を育む点にもあります。このため、その目的を達成するために必要な学校規模の範囲を定め、その規模の学校を市内で持続させるためにどうしていくべきか、自治体ごとに考えていくこととされています。

## ○今回策定する方針を 5 年後に見直すのはなぜ？

児童数の予測が可能な令和 5 年度生まれの子どもたちが小学校に就学する時点で、改めて児童生徒数推移を精査できるようにするためと、学習指導要領の改訂など、教育行政の変化に応じることができるようにするためです。

## ○市の考える適正な学校規模とは？

小学校と中学校では学年数や心身の発達状況が異なりますので、まずは小中別に学校規模を定めることとしました。次に、守谷の小中学校の先生方に、大規模校・小規模校それぞれの長短を話し合っていたいた上で、児童生徒の教育環境確保という観点から、現状を踏まえて特別教室の利用状況や校外学習も含めた適切な学校運営のあり方を協議し、以下のとおり設定しました。

|     | 5    | 6 | 11  | 12  | 24   | 25   | 30  | 31  | (学級) |
|-----|------|---|-----|-----|------|------|-----|-----|------|
| 小学校 | 過小規模 |   | 小規模 |     | 適正規模 |      | 大規模 |     | 過大規模 |
| 中学校 | 過小規模 | 2 | 3   | 小規模 |      | 適正規模 |     | 大規模 | 過大規模 |
|     |      |   |     | 8   | 9    | 18   | 19  | 24  | 25   |
|     |      |   |     |     |      |      |     |     | (学級) |

### 【考え方】

- ・小学校の適正規模は、クラス替えが可能となり、多様な価値観や考え方を持った仲間と触れ合え、適切な学校運営が行える範囲として各学年 2 学級から 4 学級（12～24 学級）とします。
  - ・中学校の適正規模は、クラス替えができ、かつ免許外指導（※1）の解消が可能で、多様な価値観や考え方を持った仲間と触れ合え、適切な学校運営が行える範囲として、各学年 3 学級から 6 学級（9～18 学級）とします。
  - ・小規模の最小ラインは、小中ともに複式学級（※2）が発生しない各学年 1 学級とします。
- （※1）＝ある教科の免許状を持たない教員が当該教科の授業を行う状態  
（※2）＝2 つ以上の学年で構成される学級。異なる学年が同じ教室で授業を受ける。

▲国の基準（学校教育法施行規則、文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料）

国は、小中ともに 12 学級以上 18 学級以下を標準と定め、これを地域の実態等により弾力的に考えることとしています。また、小中ともに 25 学級以上を大規模、31 学級以上を過大規模と定めています。

▲茨城県の基準（公立小・中学校の適正規模について（指針））

県では、小学校では各学年 2 学級以上でクラス替えのできる 12 学級以上、中学校ではクラス替えができ、全ての教科の担任が配置できる 9 学級以上が適正と定めるにとどまっています。

## ○市の考える通学距離の目安とは？

各学校の現在の配置状況が、市内どこからでも学校に通える距離となっているかを検証した上で、以下のとおり設定しました。

小学校・・・片道おおむね 2 k m 以内

中学校・・・片道おおむね 4 k m 以内

### 【考え方】

- ・市内全域を網羅できる距離であり、かつ、通学時の負担を考え、国の基準以下となるよう設定します。
- ・目安以上の距離となる場合は、それぞれの学校や地域の状況を踏まえ、地域と連携・協力した安全対策や、スクールバス等による通学支援などを考慮していきます。

▲国の基準（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引）

国では、適正な通学距離の目安を、小学校はおおむね 4 km 以内、中学校ではおおむね 6 km 以内としています。根拠として、通学時間と通学のストレス感に関する文科省調査結果から、気象等に関する考慮要素が少ない場合、10 分から 40 分まではストレス感に有意な差異がないことを挙げています。

また、通学時間に関しては、統合による遠方からの通学事例を踏まえ、適切な交通手段があることを前提に 1 時間を目安としています。ただし、地域の実態に応じて 1 時間以上とすることも適当とし、交通機関の利用時間が長いなどの場合は、体力確保のため、遠い場所にバス停を設置するなどして歩かせる工夫をしている事例等を紹介しています。

## ○適正規模化策を検討する時期は？

児童生徒数推計を継続し、課題を早めに把握できるようにしていくことを前提に、以下のとおり設定しました。

小規模校・・・10 年後に複式学級が発生し、過小規模校となる水準が見込まれる場合

大規模校・・・10 年後に過大規模校となる水準が見込まれる場合

### 【考え方】

- ・地域に十分な情報共有を行うとともに、地域の将来像を全体的に構想しながら余裕をもって対応策を検討できる期間を確保します。
- ・対応策決定後、実施までに地域の理解が得られるよう十分な期間を確保します。

## ○適正規模化策にはどんなものがある？

適正規模化対策として国が提示する対応策の中から、過小規模校、過大規模校それぞれの課題解決に結びつく対応策について、実施の際に考慮すべき点を整理しながら以下のとおり設定しました。

具体的な対応策を検討する際には、学校や地域の状況を踏まえて、以下の手法からどれが最適かを検討することとなります。

- ① 通学区域の見直し
- ② 学校選択制
- ③ 統合
- ④ 地域の実情を踏まえた工夫
- ⑤ 校舎の増改築等
- ⑥ 新設校の設置

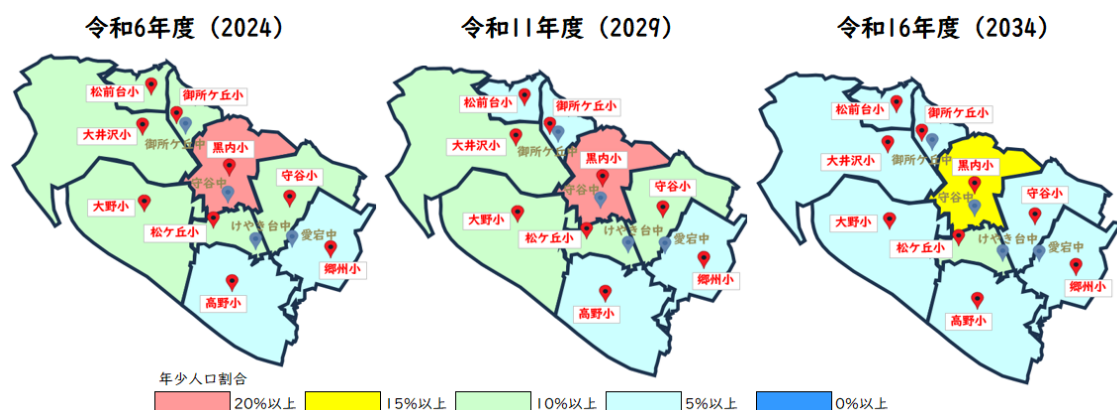
### 【考え方】

- ・ 具体的な対応策を検討する際には、学校や地域の状況を踏まえ、考慮すべき点を解消する対策についても同時に検証していきます。
- ・ 通学区域の見直しの際には、まずは同じ中学校区内で隣接する小学校との学区変更、その次に隣接中学校区となるが当該校と隣接する小学校との学区変更、最後に、複数の中学校区間での学区変更、といった順番で検討していきます。検討の際には、通学時の安全性や地域性、遠距離通学となった児童生徒への配慮といった対策も検証しながら進めていきます。
- ・ 学校は地域の拠点機能があることを踏まえ、学校の統合を検討する際には地域との連携や遠距離通学となる児童生徒への配慮等も検証しながら、慎重に協議・調整を進めていきます。
- ・ 校舎の増改築等を検討する際は、特別教室や体育館の利用状況等を十分に検証します。
- ・ 様々な対応策を講じて適正規模が確保されない場合は、学校の分離・新設を検討します。分離・新設の予定地確保が困難な場合は、その他の方策がないかを柔軟に検討していきます。

## ○今後の地域の状況は？

市の令和6年1月の年少人口割合は14.5%（県全体11.1%）ですが、10年後、守谷駅周辺地区以外のほとんどの地域は10%未満となる見込みで、全体的に児童生徒数は減少傾向にあります。このため、小学校においては、黒内小学校は児童数が減少しつつも大規模校レベルで推移する一方、大野小学校、高野小学校は1学年1学級（＝単学級）状態が継続し、松前台小学校も令和17年度に単学級に転じる可能性があるなど、学校規模の格差が顕著化していきます。

中学校においても、守谷駅周辺地区を通学区域に含む守谷中学校で、生徒数、学級数ともに増加していく一方、他の中学校の減少傾向は著しく、けやき台中学校は令和11年度には11学級と、国の標準規模以下の学級数になると見込まれています。



## ○どのように推進していく？

市役所内部で部局横断的な検討体制を構築し、引き続き、開発状況などの情報を常に児童生徒推計に反映できるようにしていきます。

また、守谷市通学区域審議会を教育委員会の諮問機関として継続開催し、毎年度各地域の状況報告を行い、適正化策の必要性などを審議します。各通学区域内で学校適正化について具体的な検討が必要となった場合、該当地域に部会を設置し、適正化策を協議していきます。

さらに、児童生徒数の動向や学級規模推移などの情報を積極的に発信し、保護者をはじめとした地域の皆様と情報を共有していきます。

### 守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）策定までの検討経緯

＊守谷市通学区域審議会では、令和５年度は主に黒内小学校適正規模化対策を審議し、方針（案）については令和６年度に集中審議したため、方針（案）審議に係る経緯のみを抜粋しています。

- ・ 令和５年５月      令和５年度第１回守谷市通学区域審議会  
市立小中学校の現状について説明し、市民アンケート調査内容案について審議。  
アンケート設問案等に対する意見等はなく、結果を次回報告することで決定。
- ・ 令和５年６～７月      学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の実施  
対象者：小中学生保護者・未就学児保護者・市民・教職員（計 7,239 人）  
回答率：48.7%
- ・ 令和５年８月      令和５年度第２回守谷市通学区域審議会  
学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果を報告。
- ・ 令和６年５月      令和６年度第１回守谷市通学区域審議会  
適正配置基本方針の考え方、今後の進め方について説明。
- ・ 令和６年７月      市内小中学校施設の視察  
令和６年度第２回守谷市通学区域審議会  
学校規模別の長短、市としての適正学級数及び通学距離について審議。  
学校規模別の長短・適正学級数について、学校現場と協議した結果を再審議することとなる。
- ・ 令和６年９月      他自治体学校視察（他自治体過大規模校・過小規模校の視察）  
令和６年度第３回守谷市通学区域審議会  
学校規模別の長短、適正学級数、適正規模化策について審議。市の方針として次回までに方針案の形にまとめることとなる。
- ・ 令和６年１０月      令和６年度第４回守谷市通学区域審議会  
守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）として審議。語句等の修正指示。
- ・ 令和６年１２月      令和６年度第５回守谷市通学区域審議会  
守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）を最終審議。パブリック・コメントの実施について説明。

【問い合わせ先】 守谷市役所 学校教育課      TEL 0297-45-1111 内線 281  
FAX 0297-45-5703  
Eメール gakkou@city.moriya.ibaraki.jp